

第10期鳥栖市高齢者福祉計画（案）に対するパブリック・コメントにおける意見・質問及び回答

1 意見募集期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月25日（木）まで

2 パブリック・コメントにおける意見・質問の件数

4人の個人と1団体から計38件の意見及び質問が寄せられた。

3 意見・質問の内容及び回答

(1) 計画の修正に係る意見・質問の内容及び回答

1-1	該当項目	P2 本計画書全体を通して
意見・質問の内容		回答
<p>資料編4. 用語解説(P-99)に記載されている用語(「令和5年版高齢社会白書」「団塊の世代」「団塊ジュニア世代」等)については※印を付けて、「※の用語は、資料編4. 用語解説(P-99)に解説を掲載しています。」としてはどうでしょうか。</p> <p>このページの最終行のみ記載。</p> <p>記載内容については「鳥栖市都市計画マスタープラン」の2ページを参考。</p>		<p>ご意見のとおり、P99の用語解説に記載されている用語については※印を付けます。また、P2の最終行に「※の用語は、資料4.用語解説(99～104ページ)に解説を掲載しています。」を追記いたします。</p>
1-2	該当項目	P5(1)鳥栖市高齢者福祉推進会議
意見・質問の内容		回答
<p>内容文から「(1)鳥栖市高齢者福祉推進会議」を「(1)鳥栖市高齢者福祉推進会議・幹事会」してはどうでしょうか。</p>		<p>現在の図では、鳥栖市高齢者福祉推進会議と鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会が同位の会議に見えるため、図の表記を修正いたします。</p>

1-3	該当項目	P6(3) 高齢者要望等調査	
意見・質問の内容		回答	
<p>【調査の種類と配布・回収状況】 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】【在宅介護実態調査】【成年後見制度に関するアンケート調査】表に「調査期間」を追加し「有効回収数」を「配布・回収状況」に変更し結果として「配布数・有効回収数・有効回収率」を追加してはどうでしょうか。</p>		<p>ご意見のとおり、表に「調査期間」を追加し「有効回収数」を「配布・回収状況」に変更し、結果として「配布数・有効回収数・有効回収率」を追記いたします。</p>	
<p>【成年後見制度に関するアンケート調査】に【成年後見制度に関するアンケート調査】(鳥栖市独自調査)を追加してはどうでしょうか。 また、P-34 も同様 (3)「成年後見制度の関するアンケート調査より」を「成年後見制度の関するアンケート調査より(鳥栖市独自調査)」としてはどうでしょうか。</p>		<p>ご意見のとおり、P6、P34 及び P98 の該当箇所に「鳥栖市独自調査」を追記いたします。</p>	
<p>調査対象を「出前講座や介護予防事業に参加し高齢者」と記載されているが、「・・・に参加した65 歳以上の高齢者」に変更する必要はないのでしょうか。</p>		<p>ご意見のとおり、「出前講座や介護予防事業に参加した 65 歳以上の高齢者」に変更いたします。</p>	
1-4	該当項目	P6(4) パブリック・コメントの実施	
意見・質問の内容		回答	
<p>「パブリック・コメント制度とは、・・・公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。」を「パブリック・コメント制度とは、・・・公正性確保と透明性の向上を図り、説明責任の徹底を図るものです。」にしてはどうでしょうか。</p>		<p>ご意見を踏まえて、透明性についても追記し、「公正性を確保するとともに」を「公正の確保と透明性の向上を図るとともに」に変更いたします。</p>	

1-5	該当項目	P10 第2章高齢者の現状と将来推計
意見・質問の内容		回答
表に対して、「総数100%は四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。」を記載する必要はないのでしょうか。		ご意見を踏まえて、総数に合わせ、再度割合を変更いたします。
1-6	該当項目	P12(2) 高齢者のみ世帯の現状
意見・質問の内容		回答
「高齢者のみ世帯数」の現状把握する必要性についての説明が必要ではないのでしょうか。		ご意見を踏まえて、「高齢者のみ世帯数」の現状を把握する理由として、「高齢者のみ世帯は他の世帯と比べて、老老介護をされている世帯や見守り、緊急時の対応等が困難な世帯など、支援が必要となる可能性が高くなります。」を追記いたします。
「高齢者のみ世帯」とは、高齢夫婦世帯(65歳以上の一人のみの一般世帯 他の世帯員がないもの)のことでしょうか。		「高齢者のみ世帯」とは、65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯のことです。ご意見を踏まえて、グラフの下に「※高齢者のみ世帯：65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯」と説明を追記いたします。
「独居高齢者世帯」とは、高齢単独世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯 他の世帯員がないもの)のことでしょうか。		「独居高齢者世帯」とは、65歳以上の高齢者ひとり暮らしの世帯のことです。ご意見を踏まえて、グラフの下に「※独居高齢者世帯：65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯」と説明を追記いたします。
1-7	該当項目	P15(5) 認知症高齢者の将来推計
意見・質問の内容		回答
「※認知症高齢者については、65歳以上人口に認知症推定値有病率20%を乗じて算出」を、「※認知症高齢者については、住民基本台帳 令和元(2019)年～令和5(2023)年は10月1日現在実績、令和6(2024)年以降は65歳以上人口に認知症推定値有病率20%(5人に1人)を乗じて算出(推計値)」に変更してはどうでしょうか。		認知症高齢者の実人数を把握できていないため、現況についても有病率を乗じて算出しております。ご意見を踏まえて、「※認知症高齢者については、65歳以上人口に認知症推定値有病率20%(5人に1人)を乗じて算出」に変更いたします。

1-8	該当項目	P16(1) 要支援・要介護認定者数の現状	
意見・質問の内容		回答	
<p>「※認定率＝認定者数/住所地特例を除く第1号被保険者数(65歳以上高齢者)」とありますが、このページには「認定者率」しか記載されていませんが。</p>		<p>ご意見を踏まえて、「認定率」を「認定者率」に修正いたします。</p>	
<p>また、「住所地特例を除く第1号被保険者数(65歳以上高齢者)」とは、P-13の「高齢者人口」と、どう違うのでしょうか。</p>		<p>住所地特例を除く第1号被保険者数とは、p13の高齢者人口のうち、住所地特例施設に住所がある方を除いた数のことを指します。住所地特例施設とは、介護保険においては住民票のある市町村の介護保険を利用するのが原則ですが、その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に介護保険の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まない恐れがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村の介護保険を引き続き利用する仕組みのことで。対象となる施設は、介護保険施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等が挙げられます。</p>	
1-9	該当項目	P17(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計	
意見・質問の内容		回答	
<p>「認定者率については、令和12(2030)年頃まで増加傾向で推移し、令和8(2026)年には18.6%、・・・・・・高齢者人口に占める前期高齢者数の割合が増加するため、認定率は一時的に低下し、その後は・・・・・・再び上昇していく見込みです。」とありますが、「認定者率」と「認定率」どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>また、グラフ「将来の要支援・要介護認定者数と認定率」とP-16の「要支援・要介護認定者数と認定者率」どちらが正しいのでしょうか。</p>		<p>ご意見を踏まえて、「認定者率」に統一いたします。</p>	

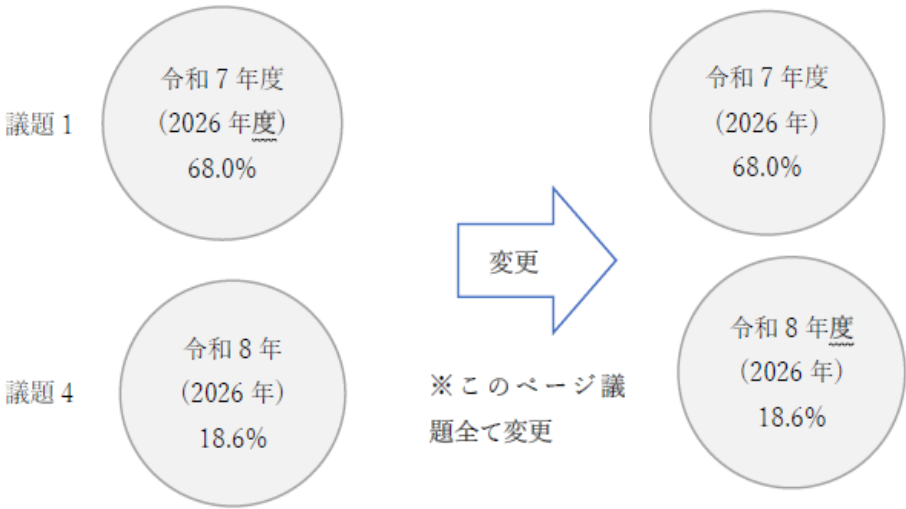
1-10	該当項目	P18(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より	
意見・質問の内容		回答	
<p>「鳥栖市全体に比べて、リスク該当者の割合が高い(+3ポイント以上)」と記載されているため、表の「鳥栖市」を「鳥栖市全体」に変更してはどうでしょうか。</p> <p>以下、全ての表(グラフ)についても同様に変更。</p>		<p>鳥栖市と各地区との比較がある場合に、「鳥栖市全体」と表記しております。ご意見のとおり、グラフ、表中全て「鳥栖市全体」の表記に統一いたします。</p>	
<p>「日常生活圏域」では、「田代基里地区」が他の3地区に比べて、リスク該当者の割合が高いのはなぜでしょうか。</p>		<p>この調査のみでははっきりとした要因はわかりませんが、回答者の75歳以上の方の割合が、鳥栖地区：45.4% 田代基里地区：56.9% 若葉弥生が丘地区：50% 鳥栖西地区：41.8%となっており、田代基里地区においては75歳以上の回答者の割合が高いことが要因の1つだと考えております。</p>	
<p>また、「田代基里地区」に対して対策はあるのでしょうか。</p>		<p>いつまでも元気に活動し、社会参加しながら毎日を送るための対策として、「フレイル(虚弱)」の予防が大切だと分かっており、国も推進しております。フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指しており、高齢になって心身の働きや社会的な繋がりが弱くなった状態を指します。ですが、フレイルの状態になっても、早い段階で予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すこともできます。フレイル予防の3つのポイントは、「栄養(食事の改善)」「身体活動(ウォーキング・ストレッチ等)」「社会参加(趣味・ボランティア・就労等)」です。この3つのポイントを毎日の生活に取り入れ、今できることから始めてみるのが重要となっております。</p> <p>鳥栖市では、フレイル予防の1つとして、「通いの場」を推進しております。これは「原則週1回以上、住民主体でとすっこ体操(鳥栖市オリジナルの体操)や独自の活動を町区の公民館等で行っている」活動のことであ</p>	

			り、田代地区では全町区にこの通いの場が立ち上がっております。今後は基里地区においても、フレイル予防の一環として通いの場の立ち上げを推進していきたいと考えております。
		「鳥栖市の各項目の%値と日常生活圏域(4地区)の合計平均%値とは四捨五入の関係で、合わない場合がある。」を記載する必要はないでしょうか。P-19.28も同様	鳥栖市全体の%値と各地区の%値は母数が違うため、母数の違う割合を単純に足して平均値を計算すると全体の平均値とは合わなくなります。
1-11	該当項目	P36 視点1 «社会参加への支援»	
意見・質問の内容			回答
視点1 «社会参加への支援» 「(※) ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合」に(P-21 [会・グループ等への参加頻度] 参照)を追記してはどうでしょうか。			ご意見のとおり、「(※) ボランティア、スポーツ、趣味、学習・教養、介護予防のための通いの場、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事のいずれかに1つ以上参加している者の割合」に「(P-21 [会・グループ等への参加頻度] 参照)」を追記いたします。
1-12	該当項目	P36 視点2 «介護予防の推進»	
意見・質問の内容			回答
「本市の令和5(2023)年9月末現在の要支援・要介護認定者の割合は17.8%で、目標値の17.5%を上回っています。」の「17.8%」に※を追記し、視点1と同様に(※)P-16「(1) 要支援・要介護認定者数の現状」参照としてはどうでしょうか。			ご意見のとおり、「17.8%」に※を追記し、表の下に「(※)P-16「(1) 要支援・要介護認定者数の現状」参照」を追記いたします。

1-13	該当項目	P38 視点6 《専門職種との連携強化》
意見・質問の内容		回答
「成年後見制度内容の認知度は、令和5(2023)年度で32.0%(前回:28.9%)となっており、目標値の35.0%を下回っています。」の「32.0%」に※を追記し、視点1と同様に※P-34「[成年後見制度の認知度]」参照を追記してはどうでしょうか		ご意見のとおり、「32.0%」に※を追記し、表の下に「※P-34「[成年後見制度の認知度]」参照」を追記いたします。
1-14	該当項目	P39 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
意見・質問の内容		回答
「②医療・介護情報基盤(介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報システム)の整備」に、「・・・の情報システム(デジタル技術活用)」を追加する必要はないのでしょうか。		ご意見のとおり、「②医療・介護情報基盤(介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報システム(デジタル技術活用))の整備」に変更いたします。
1-15	該当項目	P41 (6) 高齢者を取り巻く中長期的な課題
意見・質問の内容		回答
「課題4 認知症高齢者支援の強化」には、P-37 視点4 《安心して暮らすための仕組みの構築》の徘徊高齢者QRコード※登録者(行方不明高齢者等事前登録者)についての記載がない。		中長期的な課題を示しており、個別の施策については記載をしておりません。
また、第4章 施策の展開「基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進」のP-74 見守り・支えあいのネットワーク構築「① 高齢者等見守りネットワーク事業」にも「認知症高齢者」の記載がないため課題4《認知症高齢者支援の強化》と「行方不明高齢者等事前登録者」との関連性が分からない。		ご意見のとおり、P74の施策①高齢者等見守りネットワーク事業における事業内容「イ 行方不明高齢者等事前登録」に「認知症の人等」を追記いたします。

(※) QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<p>また、P-37 視点 4 《安心して暮らすための仕組みの構築》の「主な課題」に記載されている、高齢者等見守りネットワーク事業、「食」の自立支援事業、福祉電話事業、在宅寝たきり老人介護見舞金、福祉有償運送に対する第 4 章 施策の展開「基本目標 2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進」の、P-74 高齢者等見守りネットワーク事業、P-77 「食」の自立支援事業、P-78 福祉電話事業、P-79 在宅寝たきり老人介護見舞金、P-80 福祉有償運送、に対しても「認知症高齢者支援の強化」との関連性が分からない。</p>	<p>P37 の評価、課題は、第 9 期鳥栖市高齢者福祉計画についてのものとなっており、課題を整理するために視点をもちながら目標設定をしておりました。第 10 期鳥栖市高齢者福祉計画において、基本目標 2 には、「課題 4 認知症高齢者支援の強化」のみではなく、「課題 3 高齢者のニーズに対応した生活支援の仕組みの構築」を含めた施策となっております。そのため、ご指摘いただいた施策については、「課題 3 高齢者ニーズに対応した生活支援の仕組みの構築」を解決するためのものとなっております。P51 の基本目標 2 における施策の展開の順番を入れ替えることで、基本目標に対する課題とその施策が分かりやすくなるよう変更いたします。</p>	
<p>課題 4 《認知症高齢者支援の強化》を課題 4 《高齢者見守り支援体制の強化》(案)に変更してはどうでしょうか。(新規作成) 課題 5 認知症高齢者支援の強化 課題 6 医療・介護をはじめとした多職種との連携強化 以下 P-45.48 も同様。</p>	<p>高齢者見守り支援体制の強化については、課題 3 「高齢者のニーズに対応した生活支援仕組みの構築」に含まれております。</p>	
1-16	該当項目	P47 基本目標 3【医療・介護】
意見・質問の内容		回答
<p>「また、国においては、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、……認知症施策を推進します。」を「また、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる……認知症施策を推進します。」としてはどうでしょうか。</p>		<p>ご意見のとおり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 1 条を引用し、「国においては」を「我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み」に変更いたします。</p>

1-17	該当項目	P48 課題2《介護予防の取組の推進》要支援・要介護認定者の割合
意見・質問の内容		回答
<p>「(令和8(2026)年9月末現在の将来予測 18.6%)」とありますが、「(令和8(2026)年18.6%は令和5(2023)年9月末現在実績値の推移に基づいた将来予測値)」としてはどうでしょうか。</p> <p>P-17(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計参照</p>		<p>ご意見のとおり、「(令和8(2026)年9月末現在の将来予測 18.6%)」を、「(令和8(2026)年18.6%は令和5(2023)年9月末現在実績値の推移に基づいた将来予測値)」に変更いたします。</p>
1-18	該当項目	P48
意見・質問の内容		回答
 <p>議題1 令和7年度 (2026年度) 68.0%</p> <p>議題4 令和8年 (2026年) 18.6%</p> <p>変更</p> <p>※このページ議題全て変更</p>		<p>課題2の指標である「要支援・要介護認定者の割合」は令和8年の9月末現在の数値であるため、「年度」標記しておりません。違いが分かりづらいため、ご意見を踏まえて、課題2について「令和8年(2026年)」を、「令和8年(2026年)9月末」に変更いたします。</p>

1-19	該当項目	P69 ⑤ステップアップ通所〈施策の方向性〉
意見・質問の内容		回答
<p>施策の方向性：ステップアップ通所で鳥栖市民の利用者を増やすことを目標とされている。</p> <p>利用者を増やすためには当事者にステップアップ通所を知ってもらい、ステップアップ通所を選んでもらえるように仕向けていくのがよいのではないのでしょうか。</p> <p>現在、通いの場やサロン等住民主体の活動に参加されている高齢者が体力・気力など落ちてきたのでこれまで参加していた通いの場やサロン等に参加でき難くなってきた人などがステップアップ通所を利用して元気になってもらい、これまで参加していた活動に復帰してもらおう。</p> <p>その為に施策の方向性に「通いの場やサロン等に参加している高齢者にステップアップ通所の広報・周知をする」を追加してもよいのではないかと考えます。</p>		<p>ご意見のとおり、まずは多くの方々にステップアップ通所の存在を知ってもらうことはとても重要だと考えており、包括とともに事業周知を図っております。今後もこれまで参加していた活動に復帰できる方が少しでも増えるように、事業の広報・周知を図ります。また、ご意見を踏まえて、施策の方向性に「また、介護が必要な状態（要介護状態）にならないようにするために、今後ともステップアップ通所型サービスの提供を推進するための広報、周知を行います。」を追記いたします。</p>
1-20	該当項目	P82 1. 認知症施策の推進
意見・質問の内容		回答
<p>8つの基本的施策</p> <p>「③ 認知症の人の社会参加の機会の確保」を「等」追記し、「③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等」とする。</p>		<p>ご意見のとおり、「③ 認知症の人の社会参加の機会の確保」を「③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等」に変更いたします。</p>

1-21	該当項目	P82 ①認知症サポーターの養成・活動促進<<施策の方向性>>
意見・質問の内容		回答
<p>「認知症高齢者の増加が見込まれるため、キャラバン・メイトや関係機関と連携し、地域において講座を開催する・・・・・・養成により認知症の理解促進を図ります。」を、「認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症サポーター養成講座を企画・開催し、講師を務めるキャラバン・メイトや関係機関と連携し、地域において講座を開催する・・・・・・養成により認知症の理解促進を図ります。」してはどうでしょうか。</p>		<p>ご意見を踏まえて、キャラバン・メイトの説明がなかったため、用語解説に追記いたします。</p>
1-22	該当項目	P85 ④ 認知症初期集中支援事業 ⑤ 認知症相談室事業
意見・質問の内容		回答
<p>認知症施策推進大綱(具体的な施策)に普及啓発・本人発信支援として「相談先の周知」があり、ここに『「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。</p> <p>認知症ケアパスは「認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」を認知症の人とその家族に提示することを目的としており、診断直後の認知症の人や家族の介護離職を防ぐための情報提供に活用できる有益なツールであると考えられる。</p> <p>認知症の症状が悪化する前に適切な治療やサポートを行うこと によって、その進行のスピードを遅らせることができます。早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。』と記載されています。</p>		<p>ご意見のとおり、認知症ケアパスは認知症地域支援推進員と協働して作成しているため、P84「②認知症地域支援推進員の配置」に、「認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を作成し、必要な方に配布し、活用いただいています。」を追記いたします。</p>

「④ 認知症初期集中支援事業」の「⑤ 認知症相談室事業」のどちらかに、「認知症ケアパス」について記載し、市民への有益なツールとして広報・周知する必要はないでしょうか。		
1-23	該当項目	P86 5行目 ①地域包括支援センター運営事業
意見・質問の内容		回答
「二次予防事業の対象者」は「総合事業対象者」ではないかと思えます。		ご意見を踏まえて、「二次予防事業の対象者」を「要支援認定者及び総合事業対象者等」に修正いたします。
1-24	該当項目	P87 ②地域ケア会議 4行目
意見・質問の内容		回答
「介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます」は P88③自立支援ケア会議の内容と思えます。		<p>ご意見を踏まえて、P88「③自立支援ケア会議」は P87「②地域ケア会議」に含まれるため、「③自立支援ケア会議」を「②地域ケア会議」に統合し、下記のとおり変更いたします。また、自立支援ケア会議の開催数及び件数についての表を追記いたします。</p> <p><現状>個別ケースについて検討する「地域ケア個別会議」において、高齢者等個別課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健・医療・福祉の専門職、地域住民や行政等が参加し、多様な視点から検討することで、高齢者等が地域において尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるように支援しています。また、「自立支援ケア会議」において、総合事業対象者、要支援 1、2 及び要介護 1 のケアプランについて、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職が自らの立場から高齢者の自立につながるようなアドバイスを行っています。さらに、地域ケア個別会議等で挙げられた地域課題等については、「協議体（P71「②協議体の設置」に掲載）」において、共有し資源開発などにつなげています。</p>

		<p><施策の方向性>高齢者の個別事例にあらわれる地域課題の抽出・分析と参加者間での共有を通して、多職種にわたる自立支援に向けた意識の醸成を図ります。また、地域課題や社会資源を共有し、地域課題の解決や新たな総合事業の開発について関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの充実につなげます。</p>	
1-25	該当項目	P89 ②成年後見制度の利用の促進事業〈施策の方向性〉	
意見・質問の内容		回答	
市民後見についての取り組みも市として必要と思います。		ご意見を踏まえて、施策の方向性に「②担い手の確保・育成等の推進 今後、親族等による成年後見が困難なものが増加し、専門職の人手不足が見込まれる中で、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられるため、市民後見人の養成について佐賀県とともに推進していきます。」を追記いたします。	
1-26	該当項目	P89 ②成年後見制度の利用の促進事業〈施策の方向性〉	
意見・質問の内容		回答	
<p>第2期成年後見制度利用促進基本計画では、「優先して取り組む事項」として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 任意後見制度の利用促進 (2) 担い手の確保・育成等の推進 (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 (4) 地方公共団体による行政計画等の策定 (5) 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 <p>の5項目が記載されていますが、(2)、(4)を記載する必要はないのでしょうか。</p>		ご意見を踏まえて、「(2) 担い手の確保・育成等の推進」については、施策の方向性に追記いたします。「(4) 地方公共団体による行政計画等の策定については、鳥栖市高齢者福祉計画において、成年後見制度についての計画を示しており、今後も引き続き同計画にて策定していく予定のため記載しておりません。	

1-27	該当項目	P92 ①在宅医療・介護連携推進事業〈現状〉 4行目
意見・質問の内容		回答
「ケアマネジャー」について、その他のページでは「介護支援専門員」と記載されている箇所もあるので、統一された方が良いと思います。		ご意見のとおり、P75、P86、P87、P92、P99 及び P101 の該当箇所について「介護支援専門員（ケアマネジャー）」に統一いたします。

(2) 計画の修正を伴わない意見・質問の内容及び

2-1	該当項目	P3 (1) 計画の法的位置づけ
意見・質問の内容		回答
<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法の「市町村認知症施策推進計画」第十三条第二項に、「市町村計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」とありますが、法的位置づけとして「市町村認知症施策推進計画」について記載する必要はないのでしょうか。</p> <p>また、「高齢者福祉計画」を「高齢者福祉計画(老人福祉計画)」に変更してはどうでしょうか。</p>		<p>共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項では、市の計画は国の基本計画を基本として策定することとなっていますが、国の基本計画は策定されておりません。国の計画策定後、法的位置づけの記載方法についても検討いたします。</p> <p>P3 の計画の位置づけにおいては法的位置づけが分かるように高齢者福祉計画(老人福祉計画)としております。平成20年度までは「老人福祉計画」としておりましたが、平成23年度から「高齢者福祉計画」として計画を作成しております。</p>

2-2	該当項目	P13~14 (3) 総人口・高齢者人口の将来推計
意見・質問の内容		回答
<p>「医療と介護双方のニーズを有しやすい 85 歳以上人口」とありますが、「85 歳以上」とするデータ(エビデンス)はどこからですか。P-18 「生活機能のリスク」を見ると 80 歳から増加していますが。また、P-94② 医療機関等との連携にも。「後期高齢者人口(特に 85 歳以上人口)の増加が見込まれ」とあります。</p>		<p>P39 の国の基本指針の見直しの概要より、「医療と介護双方のニーズを有しやすい」のは「85 歳以上」としております。</p>
2-3	該当項目	P24 [家族や友人・知人以外の相談相手]
意見・質問の内容		回答
<p>「医師・歯科医師・看護師」(29.6%)は、年齢・体力的に病院に行く回数が増えて身体(病状)相談が増えるためではないでしょうか。そう考えると「ケアマネジャー」(4.5%)は低すぎるのではないのでしょうか。</p>		<p>75 歳以上の高齢者の受診率は 97.6%となっており、より病院等が身近なものになっていると考えております。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護認定を受けていない方が対象となっているため、ケアマネジャーとの関わりが少ないのではないかと考えております。</p>
2-4	該当項目	P37 視点 4 《安心して暮らすための仕組みの構築》
意見・質問の内容		回答
<p>「徘徊高齢者QRコード※登録者数」を、P-48.74 の「行方不明高齢者等事前登録者数」に統一できないでしょうか。</p>		<p>「徘徊高齢者QRコード※登録者数」と「行方不明高齢者等事前登録者数」は同じ指標を指しております。P37 の「徘徊高齢者QRコード※登録者数」は、第9期の指標についての評価であるため、用語をそのまま引用しています。第10期からは「行方不明高齢者等事前登録者数」に統一しております。</p>

2-5	該当項目	P75 ② 緊急通報システム事業
意見・質問の内容		回答
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しているのに対して、「現状として利用者は施設入所等の理由から減少傾向にあります」とありますが、緊急通報システム事業について、高齢者への広報・周知が不足しているのではないのでしょうか。		市のホームページへの掲載や、民生委員等の支援者に毎年周知を行っておりますが、ご指摘のとおり周知が不足していることが考えられるため、継続して周知をいたします。
2-6	該当項目	P77 ③福祉避難所の充実【新規】
意見・質問の内容		回答
『P-28 の台風等の災害時の避難場所について、「公共の避難所を知らないし、避難所がない」の割合は 2.4%となっており、引き続き避難所の周知を図っていく必要があります。』と記載されていますが、福祉避難所について、市民(高齢者)への広報・周知等は実施されているのでしょうか。		市が指定する福祉避難所については、市のホームページや市が配布するハザードマップに掲載し、周知を図っております。また、対象となる施設の出入り口付近に「福祉避難所」と記載した看板を設置して、災害時には福祉避難所となることを明示しております。
2-7	該当項目	P79 ⑤特殊ベッド・車椅子貸出事業
意見・質問の内容		回答
「寝たきり状態等で特殊ベッドが必要な者や一時的に車椅子が必要な者に対し、おおむね 1 か月特殊ベッド・車椅子を貸し出すことにより福祉の向上を図ります。」とありますが、高齢の寝たきり状態等で特殊ベッドが必要な者や一時的に車椅子が必要な者に対して、「おおむね 1 か月(一時的)」は貸出期間として短すぎるのではないのでしょうか。そのため、貸出手续が面倒くさいと思われていないのでしょうか。		特殊ベッドの貸出期間につきましては、本事業の対象者として、入院中の一時外泊者やけが、疾病等で一時的にベッドが必要な方、要介護・要支援認定申請中の方としております。認定申請から介護保険サービスの利用開始まで約 1 か月を要しているため、貸出期間を 1 か月としております。また、車椅子についても、多くの方がご利用できるように 1 か月と期間を定めており、1 か月以上必要な方についてはレンタルなどをご案内しております。 ご相談された方の状況に応じて介護保険を含めてご案内しております。

2-8	該当項目	P 8 0 ⑥ 福祉有償運送
意見・質問の内容		回答
<p>P-37 視点4 《安心して暮らすための仕組みの構築》の、「(主な課題)福祉有償運送は運転手の確保が難しく事業継続が難しくなっています。」に対する「施策の方向性」はあるのでしょうか。</p>		<p>福祉有償運送における運転手の確保は高齢化や人手不足により困難な状況となってきたと聞いているため、現在の登録事業者とともにサービスの確保に努めていきたいと考えております。</p>
2-9	該当項目	P 1 0 2 > 認知症施策推進大綱
意見・質問の内容		回答
<p>具体的な施策としては、・・・</p> <p>(1) 認知症サポーター養成等の「普及啓発・本人発信支援」を認知症に関する理解促進等「普及啓発・本人発信支援」に変更。</p> <p>(4) バリアフリーのまちづくりの推進等「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」を「認知症バリアフリー」の推進等「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」に変更。</p> <p>(5) 認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立等「研究開発・産業促進・国際展開」を認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究等「研究開発・産業促進・国際展開」に変更してはどうでしょうか。</p>		<p>認知症施策推進大綱の内容については、ご意見のとおりですが、市の役割に合わせ、内容が分かりやすいように記載をしております。</p>

2-10	該当項目	その他（介護予防）
意見・質問の内容		回答
<p>マンションに住んで約20年。段々高齢者の一人暮らしが増えて来ました。集会室がありますので、活用して介護予防教室やお互いに助け合える関係づくりができると思いますが、実現しません。</p> <p>市からの働きかけを、理事会と管理会社にしていただけると促進可能なように思います。</p>		<p>現在鳥栖市では、「通いの場」といって「原則週1回以上、住民主体でとすこ体操（鳥栖市オリジナルの体操）や独自の活動を町区の公民館等で行っている」町区が増えてきております。実際に訪問して通いの場の立ち上げ説明を行い、立ち上げのときにはリハビリ専門職が体操の指導等の支援に入ることも可能ですので、ぜひご紹介いただきたいと考えております。こちらの活動については、住民主体のものになりますので、一緒に立ち上げのお手伝いをしていただきたいと考えております。</p>
2-11	該当項目	その他
意見・質問の内容		回答
<p>市として、身寄りのいない独居高齢者の情報なり想いなりを共有していただきたいのです。</p> <p>具体例として、私の場合は死んでも遺体の引き取り者は見つかりませんのに行政に手を煩わせることが心苦しいのです。</p>		<p>高齢者が病気や事故などで意思表示できなくなったり、お亡くなりになったりしたときのために、事前に登録した緊急連絡先やかかりつけ医、エンディングノートや遺言書の保管場所など終活に関する情報を、警察署、消防署、医療機関などの関係機関や事前に指定した方からの照会に対して、市がご本人に代わって情報開示する事業について検討いたします。</p>